

自然村空き地バンク Q&A

【空き地を売りたい方】

Q1：どのような場合に空き地バンクに登録できますか？

A：自然村内に建物のない土地を所有している方なら空き地バンクに登録可能です。

Q2：空き地バンクに空き地を登録するにはどのような手続き・書類が必要ですか？

A：自然村ホームページに「空き地バンク登録申込書」・「空き地バンク登録に関する同意書」・「空き地バンク登録カード」がありますので、ダウンロードしてご記入の上、管理事務所までご送付ください。PCがない場合などは管理事務所にお問い合わせください。必要書類を送付させていただきます。

Q3：空き家を売りたい場合に空き地バンクに登録することは可能でしょうか？

A：自然村ホームページに載せられるのは空き地のみです。空き家の登録をご希望の方は「那須町空き家バンク」へ登録することが可能です。直接お問い合わせください。

<http://www.town.nasu.lg.jp/0094/info-0000000011-1.html?idSubTop=3>

Q4：不動産業者に取引を依頼している土地でも空き地バンクを利用できますか？

A：空き地バンクはトラブル回避のために、仲介不動産業者を通しての売買をお願いしております。

Q5：空き地バンクに登録するには、登録料などの費用はかかりますか？

A：空き地バンクへの登録費用はかかりません。

Q6：空き地バンク登録期間は何年ですか？

A：登録期間は2年です。再登録も可能です。

Q7：家族の所有している土地を空き地バンクに登録することは可能ですか？

A：原則、空き地所有者本人様からの申請が必要です。ただし空き地所有者様からの委任状がある場合は、所有者様以外でも登録可能です。

Q8：登録後の価格の変更や登録の抹消は可能でしょうか？

A：変更はいつでも可能です。所定の書式（ダウンロード可）でお申し込みください。ただし変更の場合はホームページのアップデートの時期により、その対応にお時間をいただくことがあります。

Q9：空き地の所有者が他にいる場合でも、空き地バンクに登録することは可能ですか？

A：空き地の所有者全員の同意があれば、登録は可能です。

Q10：空き地の価格相場はありますか？

A：空き地の場所や形状（傾斜地か平地か）などに寄ってそれぞれ異なるので、相場はありません。大体の目安をお知らせすることは可能ですが、最終的に所有者の方が決めていただくことになります。

Q11：空き地バンクに登録後、契約に自然村管理事務所が仲介してもらえますか？

A：管理事務所が仲介に関わると、宅地建物取引業法に違反することから、管理事務所は仲介に関われません。価格等の交渉や契約は仲介不動産業者を通してお願いします。

Q12：空き地の情報はどこまで公開されますか？

A：住所（字まで）、土地の大きさ、希望価格、自然村の地図上での場所を公開します。

Q13：空き地購入者を選ぶことも可能ですか？

A：所有者、購入者様双方の同意によりますので、可能です。

Q14：登録してからどのぐらいで購入者が見つかりますか？

A：空き地バンクに登録していただくことは、あくまでも情報発信の方法の1つです。空き地バンクへの登録が売却をお約束するものではなく、その予測は出来ません。

Q15：空き地バンクに登録すると土地は管理事務所が管理をしてくれるのでしょうか？

A：いいえ、空き地の売買が終わるまでは、所有者様で管理していただきます。

Q16：空き地バンク登録後はどのような手順になるのでしょうか？

A：空き地購入の希望があった場合、管理事務所から所有者様へ連絡します。了解が得られた場合、仲介不動産業者に連絡をしますので、それ以降の交渉は所有者様をお願いします。